

補助対象期間の考え方について

【緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業】

No	質問	回答
1	経費の対象期間はいつからいつまでのどのような経費が対象となるのか。	令和4年4月1日以降に事業所・施設等で利用者又は職員に感染者が発生又は濃厚接触者（令和5年5月8日以降は、「 <u>感染者と接触があったもの（感染者と同居している場合に限る）</u> 」）に対応したなど、その事案が発生等した日（発生日等）から収束日までに要した通常の介護サービスの提供では想定されないかかり増し費用が対象となります。
2	1における「発生日等」とは、いつを指すのか。	<p>【令和5年5月7日まで】 保健所から陽性又は濃厚接触者にあたる連絡があった日</p> <p>【令和5年5月8日以降】 検査の結果、陽性が判明又は感染者と接触があった日</p> <p>※ただし、結果的に感染者が発生してその対応をしたのであれば、発熱等の症状が出た以降の経費を補助対象として差し支えない。</p>
3	1における「収束日」とは、いつを指すのか。	<p>【令和5年5月7日まで】 原則として、感染者又は濃厚接触者が発生した時に、国又は県の方針により療養や自宅待機が必要とされている期間まで、又は保健所から療養等を指示された期間まで</p> <p>【令和5年5月8日以降】 療養や自宅待機が必要な期間まで</p>
4	1における期間以外で発生した費用は補助対象とならないのか。	収束日以降に費用が発生した場合は、別添の「理由書提出に係る注意事項について」により補助対象となるかを確認し、補助対象となる場合は、理由書を作成して提出してください。